

第18号議案に対する附帯決議

本条例の施行により神戸市中央卸売市場の競争力が高まることが期待される一方、取引環境が変化することになる。

本条例の施行に当たっては、高い公共性を有する中央卸売市場として、生鮮食料品等の取引の適正化と流通の円滑化を図るため、市場開設者において、次に掲げる事項などの実効性のある措置を講ずること。

- 1 市場取引が公平かつ適正に運用されるよう、卸売業者及び仲卸業者が相互に協力し、及び継続的に協議できる場を設けること。
- 2 卸売業者及び仲卸業者が本条例に規定する役割を果たし、取引秩序が維持され本市場の活性化が図られるよう、十分な指導及び助言を行うこと。